

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱

平成23年3月25日

告示第129号

改正 平成25年3月29日告示第148号

平成26年3月17日告示第77号

平成29年7月31日告示第263号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の自立した生活の場を確保するため、社会福祉法人等が本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、市原市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和51年市原市条例第7号。以下「助成条例」という。）及び市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市においてグループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）を設置する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）
- (2) 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が本市において新たに整備するグループホーム（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第1項第1号に規定する防火対象物であり、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えて入所するものに限る。）のスプリンクラー設備の整備（以下「補助対象事業」という。）に要する費用とする。

(用途の制限)

第4条 補助対象者が当該補助金により整備したグループホームについては、交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上グループホームとして利用しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、整備したグループホームにつき、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象者の定款又は寄附行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要があると認める書類

2 補助対象事業者が社会福祉法人であるときは、前項各号に掲げる書類に加えて次の書類を提出しなくてはならない。

- (1) 助成条例第3条第1号に規定する理由書
- (2) 助成条例第3条第2号に規定する補助対象事業に係る収支予算書
- (3) 助成条例第3条第3号に規定する前年度の財産目録及び貸借対照表
- (4) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、助成条例第3条第4号に規定するその助成の程度を明らかにした書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付可否決定通知書(別記第3号様式)を当該申請書を提出した補助対象者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すことができる。

(前金払)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助対象者(以下「補助決定者」という。)に対し、特に必要があると認めるときは、補助決定者の申請に基づき当該決定に係る補助金の額の3割を限度として前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払を受けようとする補助決定者は、市原市障害者グループホーム整備事業補助金前金払交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときはその内容を審査し、補助金の前金払の交付の可否を決定したときは、市原市障害者グループホーム整備事業補助金前金払交付可否決定通知書（別記第5号様式）により当該申請書を提出した補助決定者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 補助決定者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市原市障害者グループホーム整備事業変更等届出書（別記第6号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 次に掲げる事項を変更しようとするとき。

ア グループホームの規模又は構造

イ グループホームの利用定員

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助対象事業の完了予定時期を延期しようとするとき。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象事業を完了したときは、直ちに市原市障害者グループホーム整備事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類

(2) 補助対象事業を完了したことを証する書類

(3) 工事部分の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助決定者が社会福祉法人であるときは、前項各号に掲げる書類に加えて補助対象事業に係る収支決算書を提出しなくてはならない。

（交付の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、当該報告書及び添付書類の内容が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、市原市障害者グループホーム整備事業補助金確定通知書（別記第8号様式）を当該報告書を提出した補助決定者に対し交付するものとする。

（交付の請求及び交付）

第12条 前条の通知書の交付を受けた補助決定者は、補助金の交付を請求するときは、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該請求書を提出した補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が取消しを適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該取消しに係る補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助決定者に補助金を交付しているときは、市原市障害者グループホーム整備事業補助金返還命令書（別記第11号様式）により、当該取消しに係る補助金の交付を受けた補助決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、グループホーム整備事業に対する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付申請書

（あて先）市原市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

市原市障害者グループホーム整備事業補助金の交付を受けたいので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 円

2 添付資料

(1) 事業計画書（別記第 2 号様式）

(2) 定款又は寄附行為

(3) 理由書

(4) 補助対象事業に係る収支予算書

(5) 前年度の財産目録及び貸借対照表

(6) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を明らかにした書類

(7) その他市長が必要と認める書類

※ (3)～(6)は社会福祉法人のみ提出を要する。

第2号様式（第6条第1項第1号）

事業計画書

1 グループホームの概要

- (1) 名称及び所在地
- (2) 利用者の障害支援区分
- (3) 入所定員 人

2 補助対象経費 円

3 補助対象事業に係る工事の概要

- (1) 契約（予定）年月日 年 月 日
- (2) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (3) 完成（予定）年月日 年 月 日
- (4) グループホーム事業の開始（予定）年月日 年 月 日

4 その他添付書類

- (1) グループホームの設計図書（位置図、配置図、平面図及び立面図）
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 登記事項証明書、賃貸借契約書等建物及び土地に関する権利関係が分かる書類の写し
- (4) 借家の場合、スプリンクラー設備の設置を行うことについて、建物所有者の了承が得られていることを確認できる書類の写し

第3号様式（第7条第1項）

市 第 号
年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付可否決定通知書

様

市原市長

年 月 日付で申請のあった市原市障害者グループホーム整備事業補助金について下記のとおり決定したので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 決定

事業年度	年度	
交付決定額	円	
グループホーム	名称	
	所在地	

条件

2 却下

理由

年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金前金払交付申請書

（あて先）市原市長

所在地

法人名

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号により交付の決定を受けた市原市障害者グループホーム整備事業補助金の前金払を受けたいので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 前金払を必要とする理由

2 (1) 補助金交付決定額 円

(2) うち前金払交付決定額 円

3 振込先

金融機関の名称	銀行・組合 農協・金庫	本店 支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人氏名	()	

第5号様式（第8条第3項）

市 第 号
年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金前金払交付可否決定通知書

様

市原市長

年 月 日付で申請のあった市原市障害者グループホーム整備事業補助金に係る前金払について下記のとおり決定したので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 決定

- (1) 補助金交付決定額 円
(2) うち前金払交付決定額 円

2 却下

理由

年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業変更等届出書

（あて先）市原市長

所在地

法人名

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号により市原市障害者グループホーム整備事業補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり変更（中止・廃止・完了予定時期を延期）したいので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 変更（中止・廃止・完了予定時期の延期）の内容

2 変更（中止・廃止・完了予定時期の延期）の理由

年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業実績報告書

（あて先）市原市長

所在地

法人名

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号により市原市障害者グループホーム整備事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 設備整備に係る工事の概要

- (1) 契約年月日 年 月 日
- (2) 着工年月日 年 月 日
- (3) 完成年月日 年 月 日
- (4) グループホーム事業の開始（予定）年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象経費の支出を証する書類
- (2) 補助対象事業を完了したことを証する書類
- (3) 工事部分の写真
- (4) 補助対象事業に係る収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ (4)は社会福祉法人のみ提出を要する。

第8号様式（第11条）

市 第 号
年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金確定通知書

様

市原市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業について下記のとおりその補助金の額を確定したので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

金

円也

年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付請求書

（あて先）市原市長

所在地

法人名

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号により確定通知のあった市原市障害者グループホーム整備事業補助金について、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関の名称	銀行・組合 農協・金庫	本店 支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人氏名	（ ）	

第10号様式（第13条第2項）

市 第 号
年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付決定取消通知書

様

市原市長

年 月 日付け市 第 号により交付を決定した市原市障害者グループホーム整備事業補助金について、当該決定の全部（一部）を取り消したので、市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消後の交付決定額 円
- 4 取消しの理由

第 1 1 号様式 (第 1 4 条)

市 第 号
年 月 日

市原市障害者グループホーム整備事業補助金返還命令書

様

市原市長

市原市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり市原市障害者グループホーム整備事業補助金の返還を命ずる。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額 円
- 4 取消後の交付確定額 円
- 5 返還すべき額 円
- 6 返還期限 年 月 日
- 7 返還を命ずる理由